

不審なショートメッセージやメールにご注意を

国税庁をかたるショートメッセージやメールが送られ、偽サイトへ誘導する事例について、国税庁から注意喚起が出されています。

国税庁をかたる ショートメッセージ

国税庁（国税局や税務署を含む。以下同じ）から、**ショートメッセージによる案内は送信されません**。国税庁名でショートメッセージが届いたら、無視しましょう。

登録していない メールアドレス宛に届く

メールによる国税庁からの案内は次の場合に限定されており、**登録していないメールアドレス宛に国税庁からメールが届くことはありません**。

登録	送信内容	送信元表記
国税庁ホームページ新着情報の配信サービスの登録	「国税庁HP新着情報」の件名で、国税庁ホームページに掲載された1週間分の新着情報をその翌週にメールで送信	国税庁 <newsdelivery@news.nta.go.jp>
国税庁メールマガジン配信サービスの登録	「国税庁メールマガジン」の件名で、月に1度、その時節に応じた身近な税の情報などをメールで送信	国税庁 <ntamag@news.nta.go.jp>
e-Taxの利用にあたり、メールアドレスを登録	「税務署からのお知らせ」の件名で、「一般的なお知らせ」と「申告・申請・納税などの情報をメッセージボックスに格納したお知らせ」をメールで送信	e-Tax（国税電子申告・納税システム） <info@e-tax.nta.go.jp>

登録していないメールアドレス宛に届いたメールは、要注意です。

納税催促・差押えの執行予告

国税庁から、**次のような旨のメールは送信されません**。

- 国税の納付について催促を求める旨
- 差押えの執行を予告する旨

不審なメール文面等の特徴

9月29日に、e-Taxサイトで公開された不審な文面のパターンには、次の特徴があります。

- e-Taxから送付する「税務署からのお知らせ」と類似した文面で送られてきているが、**サイトへアクセスするURLが相違している**（相違URL例 . <https://rhnvai.com/OxgZis8352>）
- メールタイトルや本文記載の宛名は、利用者（メール受信者）がe-Taxで登録した宛名（全角30文字以内）であるはずが、**メールアドレスが記載されている**
- 滞納金などの金額を記載したメールを送信しないにもかかわらず、**本文に滞納金などの金額が記載されている**

適切な対応

不審なメールが届いた場合には、メールを開封せずに削除する、あるいはメールを開封した場合であっても本文に記載されているURLをクリックしない（アクセスしない）など、適切な対応をしましょう。削除等するか迷われたときには、弊所までご連絡ください。